

六会地区自治会連合会規約

(名称及び位置)

第1条 この会は、六会地区自治会連合会（以下「本会」という。）と称し、事務所を六会市民センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、六会地区における自治会活動について、相互の親睦と緊密な連絡調整を図り、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各自治会相互の連絡と協力による地域住民福祉の振興に関すること。
- (2) 各自治会活動の推進及び各関係機関、本会関係団体との連携強化に関すること。
- (3) 地区自治に対する住民意見や要望の把握調査に関すること。
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 本会は、六会市民センター管内の次の者（以下「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 自治会町内会長
- (2) 本会役員
- (3) 本会関係団体の役員
- (4) 学識経験者

2 本会関係団体とは次の6団体をいう。

- (1) 六会地区生活環境協議会
- (2) 六会地区防犯協会
- (3) 六会地区交通安全対策協議会
- (4) 六会地区社会福祉協議会
- (5) 六会地区防災リーダー連絡会

3 本会に特別会員を加入させることができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、役員会を構成する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 書記 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

(相談役)

第6条 本会に相談役を置くことができる。相談役は会長が委嘱し、重要事項の諮問に応じる。

(役員を選出)

第7条 本会の役員は、六会市民センター管内の自治会町内会員のうちから選出する。役員は六会地区自治会連合会の設置する4ブロック会議により推薦され、六会地区自治会連合会総会において決定する。

(役員の仕事)

第8条 会長は会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 書記は会の議事を記録する。
- 4 会計は会の経理を掌理する。
- 5 監事は会務の運営及び経理を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期終了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及びその他の会議とする。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 3 役員会及びその他の会議は、必要のつど開催する。

(会議の招集及び議長)

第11条 会議は会長が招集して、その議長となる。ただし、総会の議長は互選による。

(総会の成立及び議決)

第12条 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 年間事業計画及び予算の承認
- (2) 年間事業報告及び決算の認定
- (3) 規約の改廃の承認
- (4) 役員を選出
- (5) その他会員が必要と認めた事項

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、書記を任命し議事録を作成しなければならない。議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

(役員会の権限)

第15条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 各事業の推進とその運営についての基本的事項に関すること。
- (2) 総会に付議する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(会計)

第16条 本会の運営に必要な経費は、各自治会町内会及び特別会員からの会費並びにその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第17条 監事は総会開催前に決算及びこれに関連する会計を監査し、その結果を六会地区自治会連合会の総会に報告しなければならない。

(会長の専決事項)

第18条 会長は、緊急もしくは軽易な事項について専決処分することができる。ただし、専決処分した後は、次の会議において報告するものとする。

(事務局)

第19条 本会の事務局は、六会市民センター内に置く。

(その他必要な事項)

第20条 この規約に定めのない本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和47年4月1日から施行する。

この改正規約は、平成4年5月9日から施行する。

この改正規約は、平成12年5月13日から施行する。

この改正規約は、平成13年5月12日から施行する。

この改正規約は、平成17年5月8日から施行する。

この改正規約は、平成19年4月28日から施行する。

この改正規約は、令和3年4月24日から施行する。

この改正規約は、令和6年4月20日から施行する。